

第 7 期熊本市障がい福祉計画・第 3 期熊本市障がい児福祉計画（素案）に関するパブリックコメントの結果について

- 1 目的

第 7 期熊本市障がい福祉計画・第 3 期熊本市障がい児福祉計画（素案）について、広く市民の意見を聴取し、計画策定に反映させるため、「熊本市パブリックコメント実施要綱」に基づき実施した。
- 2 意見募集期間

令和 6 年 1 月 1 7 日～令和 6 年 2 月 1 3 日
- 3 意見募集の方法

熊本市ホームページ掲載、障がい福祉課窓口、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター及び各地域コミュニティセンターでの縦覧。
- 4 意見の提出状況

意見を提出された方の人数	1 名
ご意見の件数（まとめりごと）	2 件
- 5 提出されたご意見と、それに対する本市の考え方

別紙記載のとおり

※いただいたご意見は、趣旨を要約させていただいております。また、同内容のご意見は一項目として取りまとめさせていただきました。

（内訳）

【対応 1（補足修正）】	
ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの	0 件
【対応 2（既記載）】	
既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの	0 件
【対応 3（説明・理解）】	
市としての考えを説明し、ご理解いただくもの	1 件
【対応 4（事業参考）】	
素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの	1 件
【対応 5（その他）】	
素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの	0 件

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
第4章について	熊本市は政令指定都市であり、日常生活圏域は高齢者については地域包括支援センターで概ねカバーされているが、障がい福祉計画では、市全体としてしか実績や見込みを記載されていません。例えば、南区の対象者が北区のサービスはなかなか使用しづらいと思います。そこで、区ごとの実績や今後の見込みのデータを示していただきたい。	いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。なお、本計画は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第88条に定める市町村障害福祉計画であり、障害福祉サービス等については、支援内容が多岐にわたることから、区ごとで数値を設定することが実態に即さないものも多くあるため、市全体で数値を設定しております。	対応4 (事業参考)
	障害者手帳の所持数の推移から見ると、明らかに療育及び精神の手帳所持者が多くなっているのが分かります。私の周囲にも多くなっているように感じます。そのような皆さんにも、社会活動の場が必要と思われますが、P38とP39の就労継続支援(A型)や就労継続支援(B型)の増加が、手帳所持者の増加に比べ、少ないように感じます。特に、就労継続支援(A型)(B型)を、もっと、増やしていただきたい。	障害福祉サービスの必要量の見込については、利用者数及び直近の伸び率、事業所の総量規制に基づく県との調整等を踏まえた今後の見通しを考慮し、数値を算定しております。また、第7期期間中も、社会活動の場を求める障がい者の方々に応えられるよう、引き続きニーズの把握に努めてまいります。	対応3 (説明・理解)